拷問の話

岡本綺堂

手に捕われて、伝馬町の牢屋へ送られた。 、保五、 午年の四月十二日に播州無宿の吉五郎が江戸の町方の かれは通称を定蔵とい

盗の常習犯人である。 って、 先年大阪で入墨の上に 重 敲 きの仕置をうけた者

宿を取って、 は二、三人または三、四人ずつ幾組にも分れて、 大阪で仕置をうけてから、かれは同じく無宿の入墨者利吉、 清七、 勝五郎ら十一人と連れ立って江戸へ出て来た。かれら 江戸馴れない旅人の風をして窃盗や辻強盗や万引の 馬喰町そ の他に

は、 を働いていたのであるが、 日本橋人形町の小間物屋忠蔵方で 鼈 甲の櫛四枚をぬすみ取べっこう そのなかで証拠の最も歴然たる

0)

悪事

拷問の話 れかと詮議した末に、どうも気に入ったものがないからといって、 烟草入れなどを注文した。色々の品物を出させてみて、たばこい ったことであった。 吉五郎は万吉と清七と三人づれで忠蔵の店へ行って、 あれかこ 鼻紙袋や

を故買犯の芳吉というものに一枚一両ずつで売って、三人が四両 幾品かを新しく注文して手付の金をも置いて行ったのである。そ うした掛合のあいだに彼らは鼈甲の櫛四枚をぬすんで出て、それ

が先ず捕われたので、 奉行榊原 主 計 頭 の吟味をうけることになったが、^^サネヘのカゥみ わててゆくえを晦ました。 の金を酒や女につかい果してしまった。それが発覚して、吉五郎 万吉と清七は姿をかくした。 四月十二日に入牢して、 他の同類もあ 吉五郎は北 他の同類がひ 町

とりも挙げられていないので、かれはあくまでもその犯罪を否認

きあわせの吟味を行うと、手代どもは確かに彼に相違ないと申立 害者の忠蔵は証明した。それでも吉五郎はやはりそれを否認して 宿 その櫛はたしかに自分の店でぬすみ取られたものに相違ないと被 脚問屋佐右衛門方へ托しておいたのを、 て積 芳吉が彼らから買い取った四枚の櫛のうちで、二枚は遠州掛川 それで吉五郎も一旦は屈伏したが、あくる日になるとまいったん ふ送るつもりで他の品物と 一 所いっしょ 更に小間物屋の手代の徳次ら外一人をよび出して、 所に柳行李に詰め込み、 町方の手で押収された。

たその申口をかえて、自分にはそんな覚えはない、

同類の勝五郎

拷問の話 ので、 論 は 間 というものの面体が自分によく似ているから、 の入墨者であって故買犯の芳吉も彼から買い取ったと白状し、 くそれを見あやまったのであろうと申立てた。 |吟味方の役人たちも全然その申立を信用しなかった。 郎の弁解は到底聞きとどけられるはずがなかった。ことに一旦 .物屋の手代共も彼に相違ないと申立てているのであるから、 それでも彼は自白しなかった。 屈 伏しながら、 かれの罪はいよいよ疑うべからざることに決められてしま かれがある夜ひそかに牢抜けを企てたことが発覚した 更にその申口を更えたのであるから、 本人が伏罪しない以上、この時 しかも彼は常習犯 手代どもはおそら そればか 奉行は勿

小

伏させたということになっては、自分たちの信用にも関するので、 代では容易に仕置をすることが出来ないので、奉行所では先例に けることにもなるので、よくよくの場合でなければ拷問を行わな ったといわれると、その回数が多ければ多いほど、彼の面目を傷きずっ になっている。 戸の奉行所では前にいったような事情で甚だしく拷問を嫌うこと にはややもすると拷問の場が出るが、 奉行所ではなるべく拷問を避けることになっている。芝居や講談 せる力がないので、よんどころなく拷問を加えて、 せるというのは吟味方の名誉でない。口頭の吟味で罪人を屈伏さ よって彼を拷問することになった。しかし罪人を拷問して自白さ あの町奉行は在職何年のあいだに何回の拷問を行 諸大名の領地は知らず、 無理強いに屈

は、

ほ

かに仕様もないのである。

いことにしているのであるが、

相手が強情でどうしても自白しな

拷問の話 い場合には、否でも応でも拷問を行う外はない。 証人もあらわれて、 それでも相手が強情を張っているかぎり 証拠の材 料

いたのであるが、 わ が国にかぎらず、どこの国でも昔は非常に惨酷な責道具を用 わが徳川時代になってからは、 拷問の種類は答 た。 か . の 切き

ち 打ち 人に対しては右の四種のほかにその例を聞かない。しかも普通に 支 丹 宗徒に対する特殊の拷問や刑罰は別問題として、タレレたム れたのは笞打と石抱きとの二種で、 石抱き、 海老責、 釣し責の四種にかぎられていっる ぜめ 他の海老責と釣し責とは 普通 0)

罪

容易に行わないことになっていた。

前の二種は奉行所の白洲で行

釣し責だけを拷問というのである。 世間では普通に拷問と呼んでいるが、奉行所の正しい記録による われたが、他の二種は牢内の 拷 問 蔵 で行うのを例としていた。 のではない。 いよいよ拷問と決しても、すぐにその苦痛を罪人にあたえるも 答打、 石抱き、 海老責の三種を 責 問 、または牢問いと云い、 もめもん ろうど

常はやはり世間並にすべて拷問と称していたらしい。 奉行所関係の役人たちでも正式の記録を作製する場合は格別、

しかし世間の人ばかりでなく、

行うぞという威嚇的の警告をあたえ、なるべくは素直に自白させ るように努めるのであるが、それでも本人があくまでも屈伏しな 吟味与力は罪人をよび出して今日はいよいよ拷問を

い場合には、係り役人は高声にかれの不心得を叱りつけて、さら

拷問の話 10 打と石抱きとにとどめておく方針であるから、 初めて拷問に着手するのである。しかもその拷問はなるべく笞 先ず笞打を行

く不敵の奴と認めないかぎりは、同時に二つの拷問を加えないこ とになっていた。

あまり続けさまに拷問を加えると落命する虞があるので、よくよ

それでも屈伏しないものに対しては更に石抱きを行うのであるが、

が は一度に笞打と石抱きとの拷問を加えられたが、歯を食いしばり、 口を閉じて、とうとう一言も白状しなかったので、その日はその 常習犯の盗賊であるのと、その体格が逞しくみえたのとで、 五郎はその年の七月二十一日に第一回の拷問をうけた。 かれ

ままで牢屋へ下げられた。笞打は罪人の肌をぬがせ、

俗にいう拷

る。 のである。石抱きは十露盤板と称する三角形の板をならべた台のである。石抱きは十露盤板と称する三角形の板をならべた台の 六十回にして止めることになっている。そのあいだに、 を麻でつつみ、更にその上を紙の観世捻りで巻きあげたもので、 問杖でその肩を打つのである。杖は竹切れ二本を心にして、それ くまでも口を閉じている以上、そのままにして中止するの外はな の者でも二百回以上は堪えられないので、普通は打つこと百五 二、三回も打ちつづけられると大抵の者は皮肉が破れて血が流れ 「申立てろ、白状しろ」と絶えず責め問うのであるが、 吉五郎はこれだけの笞打をうけた後に、 打役の者がまたもや打ちつづけるのである。いかに強情我慢 牢屋の下男はすぐにその 疵 口きずぐち 口 に砂をふりかけて血止めをし 更に石を抱かされた 相手があ 打役は

拷問の話 うえに罪人を坐らせて、その膝のうえに石の板を積むので、石は

る。 されていない。それは死罪以上に相当すると認められた罪人にの み限られている。即ち所詮は殺すべき罪人に対してのみ拷問を行 伊豆石にかぎられ、長さ三尺、厚さ三寸、目方は一枚十三貫であ 元来、 吉五郎はその石五枚を積まれたが、やはり強情に黙っていた。 徳川時代の拷問はいかなる罪人に対しても行うことを許

前にもいう通り、拷問を加えるということが已に係り役人の不面がにもいう通り、拷問を加えるということが已に係り役人の不面 殺しても差支えないことになっているが、その罪状の決定しない うことを許されているのであるから、 目であるのに、 うちに本人を殺してしまうことは努めて避けなければならない。 更に未決のうちに責め殺してしまったとあっては、 拷問の際にあやまって責め

意地づくでも白状しまいと覚悟したのか、それは判らない。しか 捕または吟味の際に係り役人に対して何かの強い反感をいだいて、 着心からこうして一日でも生きていようとしたのか、あるいは召 し彼が 寃 罪 でないことは明白であった。 るのである。吉五郎もその一人であった。彼は生に対する強い執 得るかぎりはあくまでもその苦痛を忍んで強情を張り通そうとす に惨酷の拷問を加えていながらに、一面には罪人を殺すまいと思 いよいよ彼らの不名誉をかさねる道理であるから、かれらは一面 っている。 吉 五郎は八月十一日によび出されて、第二回の拷問をうけた。 「その呼吸を呑み込んでいる罪人は、自分の体力の堪え

13 それは前回とおなじく、笞打(記録には縛り敲きとある。笞打と

抱

かされた。

拷問の回数のすすむにしたがって、

第四回は同月十九日で、

答打ほかに石七枚を

石の数がだんだ

んと殖えてくるのであった。

六枚を抱かされた。

拷問の話 に落ちなかった。 同意義である)のほかに石五枚を抱かされたが、 第三回は九月十六日で、 かれは笞打のほ かれはやはり問 か

る時、 第 五回は十月二十一日で、 か れは俄に「申上げます、 例のごとく拷問に取りかかろうとす 申上げます」と叫んだ。

て、 あったので、その仕置は来春まで延期されて、 あるが、 のままで牢屋へ下げられた。これで彼の運命は一旦定まったので 自分の罪状を一切自白したので、 間もなく病気にかかったという牢屋医者からの届け出が 拷問は中止された。 かれは暗い牢獄の 彼はそ

物屋 奉行所ではあくまでも強情な彼のために、かさねて裁判を開くこ を変えようとするのである。しかも本人が押して再吟味を願い立 五. 年 らの憐愍も同情もなかった。吉五郎は吟味の役人に対して、先度 とを余儀なくされたが、そういう厄介な罪人に対しては係り役人 回の拷問前に再び屈伏したにもかかわらず、またもやその申口 の申口をかえて、 三月になって、かれの病気は全快した。それと同時に、 以上、 更にその申口をかえて拷問をうけたのである。そうして、 の手代と突き合せ吟味のときに、一旦屈伏したにもかかわら 無理押し付けにそれを処分することも出来ないので、 更に再吟味をねがい出た。かれは去年、 彼は去 小間

第

拷問の話 0) の御吟味があまりに手痛いので自分は心にもない申立をいたした であるが、 小間物屋の一条は一切おぼえのないことで、それは

わ 同 に石八枚を抱かされた。 類 か なかった。 れはすぐに第二回の拷問を繰返すことになって、笞打のほか の勝五郎の仕業に相違ないと訴えたが、役人たちは殆ど取合ほとの 強情に彼はこれまでの経験があるので、

七枚までは眼をとじて堪えていた。大抵のものは五枚以上積めば

吉五郎もさすがに顔の色が変って来て、総身の肌がことごとく青 気をうしなうのである。七枚のうえに更に一枚を積まれたときに、 くなった。こうして一時(今の二時間)あまりもそのままにして

おかれるうちに、かれは眠ったようにうっとりとなってしまった

遂に恐れ入らなかった。 をゆるめはしなかった。 横着物であることを役人たちはちらと看破して、決してその拷問 方をそっと見た。かれは仮死を粧って拷問を中止させようとする 意してその顔色をうかがっていると、彼は眼を細くあけて役人の なった時に、かれは気をうしなったようにみえたので、 つづいて十一日の第五回の拷問が行われた。それも答打と石抱き つづいて十三日に第六回の拷問を行われた。もうこうなると、 石はやはり八枚であった。石がだんだんに積まれて八枚に その日の拷問はそれで終った。それは四月九日のことで、 彼は二時あまりも石を抱かされていたが、 役人は注

役人と罪人の根くらべである。この時も笞打と石八枚で、吉五郎

拷問の話 遣^ゃる。 するのである。そればかりでなく、あるいは口中に毒を含ませて 夫を教えて、 を無理に開かせて、上下の歯のあいだを一々にあらためた。 て白洲へ出るものがある。 の囚人どもが彼に対して色々の注意をあたえ、 の習慣で、 もしや口中に何かの薬を含んでいるのではないかと役人はそ つづけて三回の拷問をうけながら、 はやはり強情我慢を張り通した。九日から十三日までの五日間に 非常に有効であると伝えられているので、 殊に梅干の肉は拷問のあいだに喉の渇きを助け、こと 拷問をうける罪人があるときは、 たとい責め殺さるるまでも決して白状するなと激励 吉五郎もその疑いで口中の検査をうけ 彼はちっとも屈しないの 牢名主その他の古顔 拷問に堪え得る工 往々それを口にし 呼吸を補 牢内 の 口

拷問でよほど疲労したらしくみえるので、それから一ヵ月ばかり のあいだは吟味を中止された。あまり頻繁に拷問をつづけると、

別にそれらしい形跡も発見されなかった。彼は引きつづく

彼を責め殺す虞があるからであった。

とであったが、石の数は一枚殖えて九枚となった。それでも彼は みえないので、またもや拷問にかけられた。今度も答打と石抱き 五月十八日に彼は第八回の吟味をうけたが、勿論白状しそうも

名主や役附の者どもは彼の剛胆を褒めそやして、総がかりで介抱 してやった。気の弱い罪人は一回の拷問で問い落されるのが多い、 とうとう堪え通した。綿のように疲れきって牢屋に帰ってくると、

19 大抵の強い者でも先ず五、六回が行き止りであるのに、吉五郎は

拷問の話 20 已に八回までも堪え通したのであるから、すで て褒められ た。 牢内では立派な男とし

笞打なしで、 えて二十七日には答打と石七枚、それでも彼はちっとも屈しない 問をうけた。 きたのであろう。 ので、八月十八日には更に手ひどい拷問を加えられた。この日は らまたもや吉五郎の吟味をはじめた。係りの役人たちもあせって 奉行所では根気よくこの強情な罪人を調べなければならなかっ 他の公事が繁多のために、六月中は中止されて、七月一日かくじ 前後八回で、 単に石七枚だけであったが、その代りに昼四つ時 かれは一日から八日までのあいだ殆ど隔日の拷 やはり笞打と石九枚ずつであっ た。 越

(午前十時)から夕七つ(午後四時)まで重い石を置かれていた。

け 獄が開かれてから未曾有のことで、 内の人気を一身にあつめた。 八回の拷問をうけながら遂に屈伏しないというのは、 って来て、他の囚人どもを驚かした。第一回以来、 このおそろしい根くらべにも打ち勝って、 が 度ぐらいは鰻飯などを食って贅沢に生活していた。たびたびの には行かなかったが、 未決の囚人であるから、かれはいわゆる役附の待遇をうけるわ ドを作ったのであるから、かれは石川五右衛門の再来として牢 他の囚人どもを手下のように使役するばかりでなく、三日に かりというので、 彼は普通の囚人とは全然別格の待遇をうけ 実際はその以上に優遇された。 拷問に対して実に新しいレコ かれは無事に牢内へ戻 かれは前後十 伝馬町の牢 牢名主の

拷問の話 22 ろ壮健であるらしくみえた。 拷問をうけて、かれは定めて疲労衰弱したであろうと想像される 実際はそれと反対で、 彼はますます肥満して入牢前よりは寧 生来虚弱の者は格別、 壮健の者が幾

内の人気役者となって、 大威張りで日を送っていたのであった。 と牢内ではいい伝えている。吉五郎はますます壮健になって、牢 新しい手拭を使って、うなぎ飯を食って、

回の拷問を凌いでくれば、いよいよ頑丈な体質になるものである

湧 する執着心か、あるいは係りの役人たちに対する一種の反感から あるが、今日の彼は寧ろ一種の虚栄心ともいうべきものに支配さ いて来た意地ずくか、いずれはそんなものであったらしいので かれが最初に強情を張っているのは、一日でも生き延びようと あった。 れていた。一回でも拷問を堪えれば堪えるほど、かれの器量が上 も讃美され、 るのである。 いえる。 あげた方がいいと考えたのは、 る以上、 ただその拷問の苦痛に堪え得るか否かというのが問題で 責め殺されるまでも強情を張り通して、 優遇されるのである。 石川五右衛門の値打が加わるのである。 彼として自然の人情であったとも 所詮大罪は逃れぬと覚悟して 自分の器量を 牢内の者に

笞打のほかに海老責を行った。 して更に惨酷なる拷問を加えることになって、九月二十二日には である。 こういうたぐいの罪人に対しては、 普通の拷問を加えても無効である。 海老責は罪人を赤裸にして、先ず 理非をいい聞かせても無駄 奉行所ではかれ に対

拷問の話 を組 報によって、 ることになっていた。 また蒼白に変じるときは即ち絶命する時であるといい伝えられて 身が赤くなり、 彼は文字通りに海老のような形になって、押潰されたように平た までに引きあげて、 内に帰った。 両手をうしろに縛りあげ、 るので、 り伏しているのである。この拷問をうけるものは、 みあわせて厳しく引っ縛り、更にその両足を頤にこすり付く 皮膚に蒼白の色を呈するのを合図にその拷問を中止す 牢内でも薄々承知していたので、ひそかにその安否 かれが今日は海老責に逢うことを牢屋附の下男の内 更に暗紫色に変じて冷汗をしきりに流し、それが 肩から背にかけて縛りつけるのであるから、 吉五郎はこの試錬をも通過して、 からだを前にかがめさせて、その両足 はじめは惣 無事に牢

月二日には笞打と石十枚、 回の吟味が開かれて、 を迎えた。 の年も未決のままに過ぎてしまって、吉五郎は牢内で第二回の春 に石八枚を抱かされた。つづいて十二月二日には海老責に逢った。 弱りながらも無事に帰って来たので、牢内の者どもは跳りあがっ を気配っていると、かれは問い落されもせず、責め殺されもせず、 かもかれが依然として屈伏しないこと勿論であった。それでこ 十一月十一日、第二十回の拷問が行われて、 あくれば天保七の申年である。二月十三日に第二十二 吉五郎は凱旋の将軍のように歓迎された。 かれは笞打と石九枚の拷問にかかった。 四月四日には笞打と石九枚、 かれは答打のほか それもみ

な無効に終った。かれは自ら作った拷問十八回のレコードを破っ

拷問の話 26 打、 して釣り責を行うことになった。 四月十一日、 石抱き、 更に二十四回の新レコードを作ったのであった。 海老責は正式にいう拷問ではない。今度の釣し責が 奉行所ではいよいよ最後の手段として、 まえにもいう通り、今までの答 かれ

に対

釣り責は青細引で罪人の両手をうしろに縛って、 真の拷問である。牢問二十四回にしてなお屈伏しない罪人に対し 奉行所では初めて真の拷問を加うることになったのである。 地上より三寸六

分の高さまで釣りあげるのである。法は頗る簡単のようであるが、 回となるわけである。 は十一日と二十一日にこの拷問をうけた。これで最初から二十六 責めらるる者に取ってはこれが最大の苦痛であるという。吉五郎 しかも彼は依然として屈伏しないばかりか、

をそのままに打捨てておくわけにも行かないので、 と 持 余 してしまった。さりとてみすみすその罪状明白なる罪人もてあま 更に疲労衰弱のけしきも見えないので、係りの役人たちもほとほ 奉行所では会

て裁判を下すのである。今日でいう認定裁判で、 最後の手段とは、 かれが自白の有無にかかわらず、 江戸時代ではこ かれに対し

議の結果、

更に最後の手段を取ることになった。

った。 れを察斗詰といった。しかし未決の罪人を察斗詰に行うのは滅多 にその例がないことで、奉行一人の独断で取計うことは出来なか それはどうしても老中の許可を得なければならないので、

吟味掛りの与力一同からそれぞれに意見書を呈出した。いずれも 今日までの吟味の経過を詳細に書きあげて、所詮は察斗詰に行う

拷問の話 はその例がない、町人でも享保以後わずかに二人に過ぎないとい 0) ほ 江 戸の町奉行所で察斗詰の例は極めて稀 かはありますまいというのであった。 であっ た。 士分

可することになった。 可しそうにも見えなかったが、再三評議の末にいよいよそれを許 そういう稀有の例であるから、老中の方でも最初は容易に許 五月二十三日、 足かけ三年越しの裁判もここに初めて落着 播州無宿の吉五郎は死罪を申付けられた。

察斗詰に対して、 か に強情我慢の彼もその申渡しに服従するの外はなかった。 かし所詮は察斗詰であって、 罪人が故障を申立てることは出来ないので、 彼自身の白状ではない。 か れ は

最後まで拷問に屈しなかったのである。 牢内で役附の者どもは彼

帯と新しい白足袋とを添えて贈った。吉五郎はその晴衣を身につ の最後を飾るべく、 新しい麻の 帷 子 に新しい 汗襦袢と新しい

親玉、 石川五右衛門と、 あらゆる讃美の声々をそのうしろから浴

けて牢内から牽き出されると、それを見送る囚人一同は、

、日本一、

せかけた。

るところが多い。ここにそれを断っておく。筆者) (この話は北町奉行所の与力であった佐久間長敬翁の教によ

青空文庫情報

底本:「岡本綺堂随筆集」岩波文庫、 岩波書店

2007 (平成19)年10月16日第1刷発行

2008(平成20)年5月23日第4刷発行

底本の親本:「新小説」

1924(大正13)年2月号

初出:「新小説」

1924(大正13) 年2月号

校正:noriko saito 入力:川山隆

31

2008年11月29日作成

:	3	

拷問の話

青空文庫作成ファイル:

w.aozora.gr.jp/)で作られました。入力、校正、制作にあたった

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫(http://ww

のは、ボランティアの皆さんです。

拷問の話

2020年 7月13日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL http://www.aozora.gr.jp/

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL http://aozora.xisang.top/

BiliBili https://space.bilibili.com/10060483

Special Thanks 青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー http://aohelp.club/ ※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。 http://tokimi.sylphid.jp/